

昭和二十六年法律第二百十二号

日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限等に関する法律
(株式の譲渡制限等)

第一条 一定の題号を用い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社にあつては、定款をもつて、株式の譲受人を、その株式会社の事業に關係のある者に限ることができる。この場合には、株主が株式会社の事業に關係のない者であることとなつたときは、その株式を株式会社の事業に關係のある者に譲渡しなければならない旨をあわせて定めることができる。

第二条 株券発行会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第一百七十三条第七項に規定する株券発行会社をいう。）は、前条の定款の規定を株券に記載しなければならない。
2 取締役、執行役、民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役若しくは執行役の職務を代行する者、会社法第三百四十六条第二項、第三百五十二条第二項若しくは第四百一条第三項（同法第四百三十三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、代表取締役、委員（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。）、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者又は外国会社の日本における代表者が株券に前条の定款の規定を記載せず、又はその規定について虚偽の記載をしたときは、百万円以下の過料に処する。

第三条 第一条の株式会社が同条の日刊新聞紙の発行を廃止し、又は引き続き百日以上休止し若しくは休止しようとするときは、すみやかに定款を変更して、同条の規定による定めを削除しなければならない。

第四条 第一条の株式会社の設立の登記にあつては、同条の定款の規定をも登記しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

(経過規定)

2 第一条の株式会社又は第五条の有限会社で、この法律施行の際、株式又は持分の譲渡の制限を定めた定款の規定、株式申込証及び株券のその記載並びにその登記があるときは、その規定、記載及び登記は、この法律の規定によつてされたものとみなす。

附 則 (昭和四一年六月一四日法律第八三号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五六年六月九日法律第七五号)

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十七年十月一日）から施行する。

附 則 (平成二年六月二九日法律第六五号)

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二九日法律第八〇号)

この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一三年一一月二八日法律第一二九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

この法律の適用に関する経過措置

附 則 (平成一四年五月二九日法律第四五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中社債等の振替に関する法律第四十八条の表第三十三条の項を削る改正規定、同表第八十九条第二項の項を加える改正規定、同法第百十五条规定、第百二十二条及び第百二十三条の改正規定、第百二十八条の改正規定（同条を第二百九十九条とする部分を除く。）、同法第六章の次に七章を加える改正規定（第百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項、第二百五十二条第

一項（同項において準用する第一百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）、第一百五十三条、第二百六十二条第一項（同項において準用する第一百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百六十九条第一項（同項において準用する第一百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）並びに第二百六十九条に係る部分に限る。）並びに同法附則第十九条の表の改正規定（「第一百十一条第一項」を「第一百十一条」に改める部分に限る。）、同法附則第三十三条の改正規定（「同法第二条第二項」を「投資信託及び投資法人に関する法律第九条第三項の改正規定を除く。」、第二条の規定、第三条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第九条第三項の改正規定を除く。）、第四条から第七条までの規定、附則第三条から第二十九条まで、第三十四条（第一項を除く。）、第三十六条から第四十三条まで、第四十七条、第五十条及び第五十一条の規定、附則第五十九条中協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十九号）第四条の四第一項第三号の改正規定、附則第七十条、第八十五条、第八十六条、第九十五条及び第九十九条の規定、附則第一百十二条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第一百二十六条の改正規定、附則第一百二十二条までの規定、附則第一百二十三条中産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第一百三十一号）第十二条の八第三項及び第十二条の十一第七項の改正規定、附則第一百二十五条の規定並びに附則第一百二十九条中会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）第二百五条第四項及び第二百十四条の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第一百三十五条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第一百三十六条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一六年一二月一〇日法律第一六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一七年七月二六日法律第八七号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。